

魚類の統制廃止に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年貳月拾參日

魚類の統制廢止に關する質問主意書

一、現在の魚の統制方針では漁業家が魚を取る熱意が少ない、魚は海魚が主であるから海の遠くに行つてしまふか他國の海に行つてしまふ、統制で喜ぶのは魚ばかりで苦しむのは人間の中の日本人のみである
と國民は政府の統制を苦に惱んでゐるのは本当である。台閣の諸公も多忙であるから氣の附かざる事と考へる。民の叫びを取り入れる一大雅量ある政府こそ偉大なる政策を生むものである。某党が天下を取れば魚が食える、それは統制を廢止するからだと國民は叫んでゐる、片山首相の聰明により魚の統制廢止を具申し政府の御答弁御所見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。